

議 第 4 1 号

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 2 5 年告示
第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 2 2, 0 0 0 円」を「8 3 1, 0 0 0 円」に、「7 4 8, 0 0 0 円」を
「7 5 7, 0 0 0 円」に、「6 7 8, 0 0 0 円」を「6 8 6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬を改定するた
め、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。